

標準化委員会規程

昭和60年5月15日制定
平成3年7月11日改訂
平成17年7月11日改訂
平成19年4月17日改訂
平成29年1月27日改訂
令和6年10月31日改訂

(総則)

第1条 本規程は、耐火物技術協会定款施行細則第21条に基づく標準化委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本委員会は、耐火物及びその関連製品に関する諸規格及びマニュアル等の作成・普及並びに調査研究を行ない、我が国の工業標準化に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1. JIS原案の作成に関する事項
2. 関係官庁に対する意見具申に関する事項
3. 耐火物業界の標準化に関する意見の調整に関する事項
4. 関連業界との連絡に関する事項
5. ISO規格の制定・改正・廃止に関する事項
6. 外国規格及び標準化に関する調査事項
7. 規格及びマニュアルの普及に関する事項
8. 耐火物分析用標準物質の製作・管理・頒布に関する事項
9. その他工業標準化に関する事項

(構成)

第4条 本委員会は、標準化担当理事が委員長となり、委員長が推薦した副委員長及び委員25名以内によって構成する。

2. 副委員長及び委員は、会長が委嘱する。
3. 本委員会の下に、JIS原案検討委員会と国際規格適正化委員会を置く。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし重任を妨げない。ただし補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。なお、正・副委員長の任期は、原則として3期をもって限度とする。

(JIS原案検討委員会)

第6条 JIS原案検討のためJIS原案検討委員会を置く。

2. JIS原案検討委員会委員長及び委員は、本委員会委員長が推薦し、会長が委嘱する。

(国際規格適正化委員会)

第7条 耐火物国際規格の制定・改正・廃止に関する業務の円滑な促進を図るため、「ISO TC33 国内委員会」である国際規格適正化委員会を置く。

2. 国際規格適正化委員会委員長及び委員は、本委員会委員長が推薦し、会長が委嘱する。

(ワーキンググループ(WG))

第8条 本委員会、JIS原案検討委員会、国際規格適正化委員会は、必要により実務作業を行うワーキンググループ(WG)を各委員会の下に置くことができる。

2. 一つのWGは一つの課題を扱うこととし、その課題が終了又は中止した時点で本委員会の承認を得て解散する。

3. WGの体制は、本委員会が決めて、会長が委嘱する。

4. WGの活動内容は、担当上部委員会で把握し、必要により本委員会に報告する。

(運営経費)

第9条 本委員会（WGを含む）の運営に必要な経費は、本会会計から支出する。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、常任理事会の決議によるものとする。